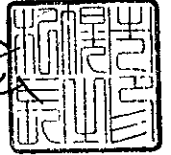


札幌コンベンションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第90号

札幌コンベンションセンター条例の一部を改正する条例

札幌コンベンションセンター条例（平成13年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの項から駐車場の項までを次のように改める。

大 ホ ー ル	全体を使用 する場合	休日等以外 の日	148,400円	198,100円	198,100円	494,700円	54,300円	
		休日等	175,700円	234,500円	234,500円	584,900円	64,300円	
	2分割し、 区分Aを使用 する場合	休日等以外 の日	89,300円	119,100円	119,100円	297,200円	32,600円	
		休日等	105,800円	141,100円	141,100円	351,800円	38,700円	
	2分割し、 区分Bを使用 する場合	休日等以外 の日	71,000円	94,800円	94,800円	236,200円	26,000円	
		休日等	84,300円	112,600円	112,600円	280,300円	30,900円	
	3分割し、 区分Bを使用 する場合	休日等以外 の日	55,200円	73,600円	73,600円	184,700円	20,100円	
		休日等	64,900円	86,500円	86,500円	216,800円	23,700円	
	3分割し、 区分Bを使用 する場合	休日等以外 の日	51,500円	68,700円	68,700円	170,500円	18,800円	
		休日等	61,600円	82,200円	82,200円	203,900円	22,600円	
	3分割し、 区分Cを使用 する場合	休日等以外 の日	53,100円	71,000円	71,000円	176,900円	19,400円	
		休日等	63,000円	84,300円	84,300円	209,800円	23,100円	
	特 別 会 議 場		休日等以外 の日	115,800円	154,600円	154,600円	390,300円	42,200円
			休日等	134,700円	179,800円	179,800円	452,800円	49,100円
中 ホ ー ル	全体を使用 する場合	休日等以外 の日	54,100円	72,200円	72,200円	178,700円	19,800円	
		休日等	64,900円	86,600円	86,600円	214,400円	23,800円	
	2分割し、 区分Aを使用 する場合	休日等以外 の日	29,600円	39,500円	39,500円	97,900円	10,800円	
		休日等	35,500円	47,400円	47,400円	117,400円	13,000円	
	2分割し、 区分Bを使用 する場合	休日等以外 の日	29,600円	39,500円	39,500円	97,900円	10,800円	
		休日等	35,500円	47,400円	47,400円	117,400円	13,000円	
小 ホ ー ル			21,900円	29,200円	29,200円	72,600円	7,900円	
101会議室、102 会議室、104会議室、 105会議室、201 会議室又は202会議 室			5,000円	6,700円	6,700円	16,800円	1,800円	
103会議室又は10 6会議室			2,900円	3,900円	3,900円	9,900円	1,000円	
107会議室、108 会議室、206会議室 又は207会議室			10,200円	13,600円	13,600円	33,900円	3,700円	
203 会 議 室			1,200円	1,600円	1,600円	4,200円	400円	
204 会 議 室			17,100円	22,800円	22,800円	56,600円	6,200円	
205 会 議 室			2,400円	3,200円	3,200円	8,000円	800円	
応 接 室 1			3,000円	4,000円	4,000円	9,900円	1,100円	
応 接 室 2			3,300円	4,400円	4,400円	11,100円	1,200円	
屋 外 展 示 場		休日等以外 の日	42,900円	57,200円	57,200円	141,600円	15,700円	
		休日等	51,400円	68,600円	68,600円	169,900円	18,800円	
駐 車 場	大型自動車 （マイクロ バス及び大 型特殊車両 を含む。）	1両1回に つき	30分までごとにつき250円					
	普通自動車 （軽自動車 及び小型特 殊車両を含 む。）	1両1回に つき	30分までごとにつき100円					

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の札幌コンベンションセンター条例第 3 条第 1 項の承認に係る使用料について適用し、同日前の同項の承認に係る使用料については、なお従前の例による。